

幡多地区小中学校PTA連合会規約

第1章 名 称

第1条 この会は、幡多地区小中学校PTA連合会と称し、事務局を会長の指定する場所におく。

第2章 目 的

第2条 この会は、PTA設立趣旨に則り、幡多地区内の市町村PTA相互の連携と研修を深め、児童生徒の福祉を増進し、教育の振興を期することを目的とする。

第3章 組 織

第3条 この会は、第2条の目的に賛同する幡多地区内の各市町村PTA連合会をもって、組織する。

第4章 事 業

第4条 この会は、第2条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1 PTA相互の連携を密にし、研修並びに意見の交換につとめる。
- 2 教育に関する公費の増額につとめる。
- 3 教育に関する研究調査をする。
- 4 教育環境の整備改善をはかる。
- 5 その他必要な事項。

第5章 役 員

第5条 この会に次の役員をおく。
会長 1名、副会長 10名以内、女性役員長 1名、会計 1名、会計監査委員 2名、事務局長1名、その他、顧問若干名を置くことができる。
ただし、会計監査委員の役員以外は兼務することを妨げない。

第6条 会長・副会長及び会計監査委員は、代議員会において互選し、女性役員長、会計、事務局長及び顧問は会長が委嘱する。選考にあたっては、自薦、他薦に問わず選考委員で協議し、代議員会において決定する。

第7条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
副会長は、会長を補佐し、必要ある場合は会長の代理をつとめる。
女性役員長は市町村P連女性役員の代表とし、職務としては女性役員活動を推進する。会計監査委員は、会計を監査する。事務局長は事務を担当する。ただし、事務局長は事務局員を委嘱することができる。
会計は、会計を担当する。

第8条 役員及び代議員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
欠員補充の場合の任期は、前任者の残存期間とする。

第6章 会 議

第9条 この会の会議は、代議員会、委員会とし会長が召集する。会議は、各市町村PTA連合会の2分の1以上の出席をもって成立し、その過半数の賛成によって議決する。代議員会は、各市町村PTA連合会より選出された市5・町3・村2名の代議員をもって構成し、総会にかわるものとする。
定例会は、年1回とし、必要に応じて臨時会を開くことができる。
委員会は、各市町村代議員中より選出された1名の委員をもって構成し、代議員会に次ぐ会とする。

第10条 代議員会は、次のことを行う。

- 1 役員選挙
- 2 規約の改正
- 3 事業計画
- 4 予算審議と決算の承認
- 5 その他必要な事項の決定

第11条 委員会は、次のことを行う。

- 1 代議員会より委任された事項
- 2 緊急を要する事項の決定

第12条 この会は、目的達成のための必要な部を設けることができる。

第7章 経 費

第13条 この会の経費は、分担金、寄付金、その他の収入をもってあてる。
会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

第8章 旅費日当

第14条 役員の日当は1,100円とし、旅費については県条例に準ずる。

第9章 付 則

- 1 この規約は、昭和38年2月 7日より施行する。
- 2 この規約は、昭和47年6月 2日改正施行する。
- 3 この規約は、昭和55年6月 6日一部改正する。
- 4 この規約は、昭和60年6月14日一部改正する。(代議員数)
- 5 この規約は、平成 5年6月 5日一部改正する。(顧問)
- 6 この規約は、平成 7年6月 6日一部改正する。(母親委員長)
(役員改選)
- 7 この規約は、平成 9年6月 5日一部改正する。(役員)
- 8 この規約は、平成11年6月 5日一部改正施行する。(会計・旅費日当)
- 9 この規約は、平成12年6月 3日一部改正施行する。(役員兼務)
(女性役員長)
- 10 この規約は、平成13年5月26日一部改正施行する。(副会長数)
- 11 この規約は、平成15年5月30日一部改正施行する。(監事・事務局長・事務局)
- 12 この規約は、平成17年5月28日一部改正施行する。(規約第7章)